

南和広域医療企業団議会

令和5年 第1回 定例会

提出議案

令和5年3月

南和広域医療企業団

提出議案目次

議案番号	事 件 名	頁
議第 1 号	令和 4 年度 南和広域医療企業団病院事業会計補正予算 (第 3 号) について	1 頁
議第 2 号	令和 5 年度 南和広域医療企業団病院事業会計予算について	2 1 頁
議第 3 号	南和広域医療企業団 個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	6 5 頁
議第 4 号	南和広域医療企業団 情報公開・個人情報保護審査会設置条例の全部を改正する条例について	6 9 頁
議第 5 号	南和広域医療企業団 情報公開条例の一部を改正する条例について	7 3 頁
議第 6 号	南和広域医療企業団 附属機関に関する条例の一部を改正する条例について	7 5 頁
議第 7 号	南和広域医療企業団 企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	7 7 頁
議第 8 号	南和広域医療企業団 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について	7 9 頁
議第 9 号	南和広域医療企業団 職員定数条例の一部を改正する条例について	9 7 頁

議 第 1 号

令和4年度 南和広域医療企業団病院事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和4年度南和広域医療企業団病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第3条 令和4年度病院事業会計（以下「予算」という。）第3条に定められた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入		（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款	病院事業費用	10,743,162千円	552,311千円	11,295,473千円
第1項	医業収益	9,032,667千円	552,311千円	9,584,978千円
支 出		（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款	病院事業費用	10,637,722千円	552,311千円	11,190,033千円
第1項	医業費用	10,413,833千円	493,000千円	10,906,833千円
第5項	特別損失	6,000千円	59,311千円	65,311千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入		（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款	資本的収入	765,489千円	76,164千円	841,653千円
第1項	補助金	210,017千円	76,164千円	286,181千円
支 出		（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款	資本的支出	859,104千円	76,164千円	935,268千円
第1項	建設改良費	585,968千円	76,164千円	662,132千円

（たな卸資産の購入限度額）

第9条 たな卸資産の購入限度額は、2,079,641千円と定める。

令和5年3月2日

南和広域医療企業団
企 業 長 杉 山 孝

令和4年度

病院事業会計補正予算書(案)

(第3号)

南和広域医療企業団

令和4年度 南和広域医療企業団病院事業会計補正予算(第3号)

(総 則)

第1条 令和4年度南和広域医療企業団病院事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第3条 令和4年度病院事業会計(以下「予算」という。)第3条に定められた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 病院事業費用	10,743,162 千円	552,311 千円	11,295,473 千円
第1項 医業収益	9,032,667 千円	552,311 千円	9,584,978 千円
支 出	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 病院事業費用	10,637,722 千円	552,311 千円	11,190,033 千円
第1項 医業費用	10,413,833 千円	493,000 千円	10,906,833 千円
第5項 特別損失	6,000 千円	59,311 千円	65,311 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	765,489 千円	76,164 千円	841,653 千円
第1項 補助金	210,017 千円	76,164 千円	286,181 千円
支 出	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	859,104 千円	76,164 千円	935,268 千円
第1項 建設改良費	585,968 千円	76,164 千円	662,132 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、2,079,641千円と定める。

令和5年3月2日

南和広域医療企業団
企業長 杉山 孝

令和4年度

病院事業会計予算に関する説明書

(補正第3号)

南和広域医療企業団

令和4年度 南和広域医療企業団 病院事業会計予算実施計画(補正第3号)

収益的収入及び支出

(収入)

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 病院事業収益			10,743,162	552,311	11,295,473	
	1 医業収益		9,032,667	552,311	9,584,978	
		1 入院収益	5,397,359	197,011	5,594,370	
		2 外来収益	2,427,373	330,300	2,757,673	
		4 国・県補助金	534,112	25,000	559,112	

(支出)

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 病院事業費用			10,637,722	552,311	11,190,033	
	1 医業費用		10,413,833	493,000	10,906,833	
		1 給与費	5,420,367	33,000	5,453,367	
		2 材料費	1,679,641	400,000	2,079,641	
		3 経費	2,287,648	60,000	2,347,648	
	5 特別損失		6,000	59,311	65,311	
		2 過年度損益修正損	2,000	59,311	61,311	

資本的収入及び支出

(収入)

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的収益			765,489	76,164	841,653	
	1 補助金		210,017	76,164	286,181	
		1 国・県補助金	210,017	76,164	286,181	

(支出)

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的支出			859,104	76,164	935,268	
	1 建設改良費		585,968	76,164	662,132	
		2 器械備品購入費	186,259	76,164	262,423	

令和4年度 南和広域医療企業団 病院事業会計 予定キャッシュ・フロー計算書
(補正第3号)

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

1 医業活動によるキャッシュフロー	(単位 千円)
当年度純利益	105,440
減価償却費	940,290
賞与引当金の増減額 (△は減少)	1,367
法定福利費引当金の増減額 (△は減少)	△ 785
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	160,005
長期前受金戻入額	△ 866,468
受取利息及び配当金	△ 220
支払利息	28,666
未収入金の増減額 (△は増加)	348,871
未払金の増減額 (△は減少)	△ 154,430
小計	562,736
利息及び配当金の受取額	220
利息の支払額	△ 28,666
業務活動によるキャッシュフロー	534,290
2 投資活動によるキャッシュフロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 617,044
長期前払消費税及び長期貸付金の増減額 (△は増加)	△ 28,598
他会計からの繰入金による収入	485,291
投資活動によるキャッシュフロー	△ 160,351
3 財務活動によるキャッシュフロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	248,249
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 219,363
その他の他会計借入金の返済による支出	△ 21,824
財務活動によるキャッシュフロー	7,062
資金増加額 (又は減少額)	381,001
資金期首残高	2,863,362
資金期末残高	3,244,363

令和4年度 南和広域医療企業団 病院事業会計予定貸借対照表(補正第3号)

令和5年3月31日

資 産 の 部

(単位 千円)

1. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
(イ) 土地	1,370,037	1,370,037	
(ロ) 建物	12,371,228		
建物減価償却累計額	△ 3,943,323	8,427,905	
(ハ) 器械・備品	5,557,802		
器械・備品減価償却累計額	△ 4,529,463	1,028,339	
(ニ) 車輛運搬具	31,864		
車輛運搬具減価償却累計額	△ 17,366	14,498	
(ホ) 建設仮勘定			
有形固定資産合計			10,840,779
(2) 投資			
(イ) 長期貸付金		0	
(ロ) 長期前払消費税		114,663	
(ハ) 貸倒引当金		△ 600	
投資合計			114,063
固定資産合計			10,954,842
2. 流動資産			
(1) 現金・預金		3,244,363	
(2) 未収金	1,950,604		
貸倒引当金	0	1,950,604	
(3) 貯蔵品		34,297	
(4) その他流動資産		0	
流動資産合計			5,229,264
資産合計			16,184,106

負 債 の 部

(単位 千円)

3. 固定負債			
(1) 企業債（固定）			
(イ) 建設改良費等の財源に充てるための企業債	4,406,963		
企業債合計		4,406,963	
(2) 他会計借入金			
(イ) その他の長期借入金	250,426		
他会計借入金合計		250,426	
(3) 引当金			
(イ) 退職給付引当金	1,465,218		
引当金合計		1,465,218	
固定負債合計			6,122,607
4. 流動負債			
(1) 未払金		1,225,877	
(2) 企業債			
(イ) 建設改良費等の財源に充てるための企業債	284,434	284,434	
(3) 他会計借入金			
(イ) その他長期借入金	53,771	53,771	
(4) 引当金			
(イ) 賞与引当金	307,619		
(ウ) 法定福利費引当金	62,029	369,648	
(5) その他流動負債			
(イ) 預り金	0		
(イ) その他流動負債	61,048	61,048	
流動負債合計			1,994,778
5. 繰延収益			
(1) 長期前受金		14,254,162	
(2) 長期前受金収益化累計額		△ 9,485,168	
繰延収益合計			4,768,994
負債合計			12,886,379

資 本 の 部

(単位 千円)

6. 資本金			
(1) 出資金	1,000,000		
資本金合計			1,000,000
7. 剰余金			
(1) 資本剰余金			
(イ) 国・県補助金	1,069,228		
(ロ) 他会計補助金	1,000		
(ハ) 他会計負担金	158,506		
資本剰余金合計		1,228,734	
(2) 利益剰余金			
(イ) 繰越利益剰余金	963,553		
(ロ) 当年度純利益	105,440		
剰余金合計		1,068,993	
剰余金合計			2,297,727
資本合計			3,297,727
負債・資本合計			16,184,106

令和4年度

病院事業会計収入支出の明細書

収益的収入及び支出

(収入)

款・項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	節		備考
					区分	金額(千円)	
病院事業収益		10,743,162	552,311	11,295,473			
医業収益		9,032,667	552,311	9,584,978			
	入院収益	5,397,359	197,011	5,594,370			
					入院収益	197,011	
	外来収益	2,427,373	330,300	2,757,673			
					外来収益	330,300	
国・県補助金	534,112	25,000	559,112				
				国・県補助金	25,000		

(支出)

款・項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	節		備考
					区分	金額(千円)	
病院事業費用		10,637,722	552,311	11,190,033			
医業費用		10,413,833	493,000	10,906,833			
	給与	5,420,367	33,000	5,453,367			
					給料	4,000	
					手当	22,000	
					法定福利費	7,000	
	材料費	1,679,641	400,000	2,079,641			
					薬品費	400,000	
	経費	2,287,648	60,000	2,347,648			
消耗品費					25,000		
光熱水費					35,000	電気使用量	
特別損失		6,000	59,311	65,311			
	過年度損益修正損	2,000	59,311	61,311			
					過年度損益修正損	59,311	

資 本 的 収 入 及 び 支 出

(収 入)

款・項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	節		備 考
					区 分	金 額 (千円)	
資 本 的 収 入		765,489	76,164	841,653			
補 助 金		210,017	76,164	286,181			
	国・県補助金	210,017	76,164	286,181			
					国・県補助金	76,164	

(支 出)

款・項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	節		備 考
					区 分	金 額 (千円)	
資 本 的 支 出		859,104	76,164	935,268			
建 設 改 良 費		585,968	76,164	662,132			
	器械備品購入費	186,259	76,164	262,423			
					医療器械購入費	76,164	

令和4年度

病院事業会計補正予算書(案)

(第3号)

施設別明細書

南和広域医療企業団

【南奈良総合医療センター】

(収 益 の 収 入)

款・項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	節		備 考
					区 分	金 額 (千円)	
病院事業収益		8,335,597	552,311	8,887,908			
医業収益		7,252,315	552,311	7,804,626			
	入院収益	4,110,947	197,011	4,307,958	入院収益	197,011	
					外来収益	330,300	
	外来収益	2,121,101	330,300	2,451,401	外来収益	330,300	
					国・県補助金	25,000	
国・県補助金	534,112	25,000	559,112	国・県補助金	25,000		

(収 益 の 支 出)

款・項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	節		備 考
					区 分	金 額 (千円)	
病院事業費用		8,258,202	522,721	8,780,923			
医業費用		8,251,736	463,410	8,715,146			
	給与費	4,284,409	25,410	4,309,819	給料	3,080	
					手当	16,940	
					法定福利費	5,390	
					材料費	400,000	
	材料費	1,504,446	400,000	1,904,446	薬品費	400,000	
					経費	38,000	
					消耗品費	25,000	
	1,712,507	38,000	1,750,507	光熱水費	13,000	電気使用量	
特別損失		3,000	59,311	62,311			
	過年度損益修正損	1,000	59,311	60,311	過年度損益修正損	59,311	

(資 本 の 収 入)

款・項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	節		備 考
					区 分	金 額 (千円)	
資 本 の 収 入		719,550	76,164	795,714			
補 助 金		209,577	76,164	285,741			
	国・県補助金	209,577	76,164	285,741			
					国・県補助金	76,164	

(資 本 の 支 出)

款・項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	節		備 考
					区 分	金 額 (千円)	
資 本 の 支 出		798,574	76,164	874,738			
建 設 改 良 費		528,827	76,164	604,991			
	器具備品購入費	140,318	76,164	216,482			
					医療機器購入費	76,164	

【吉野病院】

(収 益 の 支 出)

款・項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	節		備 考
					区 分	金 額 (千円)	
病院事業費用		1,102,108	12,960	1,115,068			
医業費用		1,097,692	12,960	1,110,652			
	給 与 費	605,892	3,960	609,852			
					給 料	480	
					手 当	2,640	
					法定福利費	840	
経 費	318,518	9,000	327,518				
					光熱水費	9,000	電気使用量

【五條病院】

(収 益 の 支 出)

款・項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	節		備 考
					区 分	金 額 (千円)	
病院事業費用		1,072,987	16,630	1,089,617			
医業費用		1,064,405	16,630	1,081,035			
	給 与 費	530,066	3,630	533,696			
					給 料	440	
					手 当	2,420	
					法定福利費	770	
	経 費	256,623	13,000	269,623			
光熱水費					13,000	電気使用量	

議 第 2 号

令和5年度 南和広域医療企業団病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度南和広域医療企業団病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数		一 般	回復期及び療養
		288床	109床
(2) 年間入院患者数及び外来患者数	入院患者数(延)	100,375人	37,960人
	外来患者数(延)	198,774人	
(3) 1日平均入院患者数及び外来患者数	入院患者数	275人	104人
	外来患者数	818人	
(4) 主な建設改良事業			
	工事請負費	10,000千円	
	医療器機の購入	1,833,122千円	
	器具備品の購入	7,922千円	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	病院事業収益	11,087,756千円
第1項	医業収益	9,433,086千円
第2項	医業外収益	1,525,910千円
第3項	看護師養成事業収益	126,760千円
第4項	特別利益	2,000千円

支 出

第1款	病院事業費用	11,053,931千円
第1項	医業費用	10,833,641千円
第2項	医業外費用	61,543千円
第3項	看護師養成事業費用	152,747千円
第4項	特別損失	4,500千円
第5項	予備費	1,500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額103,960千円は、過年度損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

収 入		
第1款	資本的収入	2,012,085千円
第1項	補助金	2,440千円
第2項	負担金	917,045千円
第3項	企業債	1,092,600千円
支 出		
第1款	資本的支出	2,116,045千円
第1項	建設改良費	1,852,444千円
第2項	企業債償還金	209,828千円
第3項	県借入返還金	53,773千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費	千円 1,092,600	証書借入	6.5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業公庫資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1. 職員給与費 5,505,811千円
2. 交際費 50千円

(たな卸資産の購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は1,900,092千円と定める。

令和5年3月2日提出

南和広域医療企業団
企業長 杉山 孝

令和5年度

南和広域医療企業団病院事業会計予算書(案)

南和広域医療企業団

令和5年度 南和広域医療企業団病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度南和広域医療企業団病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	一 般	回復期及び療養
	288 床	109 床
(2) 年間入院患者数及び外来患者数	入院患者数 (延)	100,375 人
	外来患者数 (延)	37,960 人
(3) 1日平均入院患者数及び外来患者数	入院患者数	198,774 人
	外来患者数	275 人
(4) 主な建設改良事業		104 人
	工事請負費	818 人
	医療器機の購入	10,000 千円
	器具備品の購入	1,833,122 千円
	7,922 千円	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益	11,087,756 千円
第1項 医業収益	9,433,086 千円
第2項 医業外収益	1,525,910 千円
第3項 看護師養成事業収益	126,760 千円
第4項 特別利益	2,000 千円

支 出

第1款 病院事業費用	11,053,931 千円
第1項 医業費用	10,833,641 千円
第2項 医業外費用	61,543 千円
第3項 看護師養成事業費用	152,747 千円
第4項 特別損失	4,500 千円
第5項 予備費	1,500 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額103,960千円は、過年度損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	2,012,085 千円
第1項 補助金	2,440 千円
第2項 負担金	917,045 千円
第3項 企業債	1,092,600 千円

支 出

第1款 資本的支出	2,116,045 千円
第1項 建設改良費	1,852,444 千円
第2項 企業債償還金	209,828 千円
第3項 県借入返還金	53,773 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費	千円 1,092,600	証書借入	6.5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業公庫資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1.	職員給与費	5,505,811 千円
2.	交際費	50 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は1,900,092千円と定める。

令和5年3月2日提出
南和広域医療企業団
企業長 杉山 孝

令和5年度

病院事業会計予算に関する説明書

南和広域医療企業団

令和5年度 南和広域医療企業団病院事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

(収 入)

(単位:千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 病 院 事 業 収 益			11,087,756	
	1 医 業 収 益		9,433,086	
		1 入 院 収 益	5,959,196	
		2 外 来 収 益	2,768,856	
		3 そ の 他 医 業 収 益	288,005	
		4 国 ・ 県 補 助 金	65,789	
		5 他 会 計 負 担 金	351,240	
		2 医 業 外 収 益		1,525,910
	1 受 取 利 息 及 び 配 当 金		140	
	2 国 ・ 県 補 助 金		40,059	
	3 他 会 計 補 助 金		26,607	
	4 他 会 計 負 担 金		547,824	
	5 長 期 前 受 金 戻 入		865,686	
	6 そ の 他 医 業 外 収 益		45,594	
	3 看 護 師 養 成 事 業 収 益		126,760	
		1 県 補 助 金	80,000	
		2 そ の 他 看 護 師 養 成 事 業 収 益	46,760	
	4 特 別 利 益		2,000	
		1 そ の 他 特 別 利 益	2,000	

(支 出)

(単位:千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 病 院 事 業 費 用			11,053,931	
	1 医 業 費 用		10,833,641	
		1 給 与 費	5,505,811	
		2 材 料 費	1,900,092	
		3 経 費	2,464,594	
		4 減 価 償 却 費	723,597	
		5 資 産 減 耗 費	216,167	
		6 研 究 研 修 費	23,380	
		2 医 業 外 費 用	61,543	
		1 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	27,373	
		2 長 期 前 払 消 費 税 償 却	11,170	
		3 消 費 税	23,000	
		3 看 護 師 養 成 事 業 費 用	152,747	
		1 給 与 費	99,212	
		2 看 護 師 養 成 費	53,535	
		5 特 別 損 失	4,500	
		1 固 定 資 産 売 却 損	1,500	
		2 過 年 度 損 益 修 正 損	1,500	
		3 そ の 他 特 別 損 失	1,500	
		6 予 備 費	1,500	
	1 予 備 費	1,500		

令和5年度 南和広域医療企業団病院事業会計予算実施計画

資本的收入及び支出

(収入)

(単位:千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資 本 的 収 入			2,012,085	
	1 補 助 金		2,440	
		1 国 ・ 県 補 助 金	2,440	
	2 負 担 金		917,045	
		1 他 会 計 負 担 金	917,045	
	3 企 業 債		1,092,600	
1 企 業 債		1,092,600		

(支出)

(単位:千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資 本 的 支 出			2,116,045	
	1 建 設 改 良 費		1,852,444	
		1 病 院 改 築 事 業 費	10,000	
		2 器 械 備 品 購 入 費	1,841,044	
		3 車 両 購 入 費	1,400	
	2 企 業 債 償 還 金		209,828	
		1 企 業 債 償 還 金	209,828	
	3 県 借 入 返 還 金		53,773	
1 県 借 入 返 還 金		53,773		

令和5年度 南和広域医療企業団病院事業会計 予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位 千円)

1. 医業活動によるキャッシュフロー

当年度純利益	33,825
減価償却費	723,597
賞与引当金の増減額 (△は減少)	6,408
法定福利費引当金の増減額 (△は減少)	1,283
退職給与引当金の増減額 (△は減少)	△ 91,770
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	600
長期前受金戻入額	△ 865,686
受取利息及び配当金	△ 140
支払利息	27,373
未収金の増減額 (△は増加)	238,663
未払金の増減額 (△は減少)	3,603
小計	77,756
利息及び配当金の受取額	140
利息の支払額	△ 27,373
業務活動によるキャッシュフロー	50,523

2. 投資活動によるキャッシュフロー

有形固定資産の取得による支出	△ 1,469,873
長期前払消費税及び長期貸付金の増減額 (△は増加)	△ 157,234
他会計からの繰入金による収入	919,485
投資活動によるキャッシュフロー	△ 707,622

3. 財務活動によるキャッシュフロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1,092,600
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 209,828
その他の他会計借入金による収入	0
その他の他会計借入金の返済による支出	△ 53,773
財務活動によるキャッシュフロー	828,999
資金増加額 (又は減少額)	171,900
資金期首残高	2,896,431
資金期末残高	3,068,331

給 与 費

1 総 括

区 分		職 員 数		給 与	
		特別職	一般職	報 酬	給 料
本 年 度	損益勘定支弁職員	2	549	192,635	2,376,896
	資本勘定支弁職員				
	合 計	2	549	192,635	2,376,896
前 年 度	損益勘定支弁職員	2	547	183,891	2,339,158
	資本勘定支弁職員				
	合 計	2	547	183,891	2,339,158
比 較	損益勘定支弁職員	0	2	8,744	37,738
	資本勘定支弁職員				
	合 計	0	2	8,744	37,738

手 当 の 内 訳	区 分	地域 手当	扶養 手当	住居 手当	通勤 手当	時間外 勤務手当	夜間勤務 手当	管理職 手当
	本年度	66,544	44,369	34,731	79,407	354,052	38,521	38,859
	前年度	66,283	46,999	33,010	74,994	240,479	33,568	47,804
	比 較	261	△ 2,630	1,721	4,413	113,573	4,953	△ 8,945

2 給与及び手当の状況

(1) 職員1人あたりの給与

区 分		医 師 職	医 療 技 術 職
令和5年4月1日 現在	平均給料月額(円)	458,000	302,000
	平均給与月額(円)	1,066,000	373,000
	平均年齢 (歳)	45.94歳	40.71歳
令和4年4月1日 現在	平均給料月額(円)	471,000	296,000
	平均給与月額(円)	1,035,000	359,000
	平均年齢 (歳)	46.97歳	40.20歳

(2) 初 任 給

区 分	医 師 職	医 療 技 術 職	看 護 職
高 校 卒			
大 学 卒	319,800	197,800	224,100

明細書

(単位 人:千円)

費		法定福利費	合 計
手当	計		
1,759,184	4,328,715	786,186	5,114,901
1,759,184	4,328,715	786,186	5,114,901
1,689,307	4,212,356	789,304	5,001,660
1,689,307	4,212,356	789,304	5,001,660
69,877	116,359	△ 3,118	113,241
69,877	116,359	△ 3,118	113,241

(単位 千円)

宿日直 手当	初任給 調整手当	管理職特別 勤務手当	期末 手当	勤勉 手当	特殊勤務 手当	児童 手当	退職 給付費
27,932	190,024	11,017	346,910	287,535	215,843	23,440	65,790
66,054	190,077	28,541	344,208	270,958	224,050	23,760	175,698
△ 38,122	△ 53	△ 17,524	2,702	16,577	△ 8,207	△ 320	△ 109,908

(単位 円)

看護職	看護教育職	事務職	その他の職
298,000	387,000	289,000	270,000
376,000	423,000	341,000	309,000
37.52歳	52.67歳	42.13歳	49.26歳
300,000	377,000	277,000	266,000
371,000	446,000	335,000	306,000
37.91歳	51.78歳	39.29歳	48.26歳

(単位 円)

看護教育職	事務職	一般会計の制度 (一般行政職)
	158,900	158,900
225,200	191,700	191,700

(3) 級別職員数

区 分		医 師 職		医療技術職		看 護
		職員数	構成比	職員数	構成比	職員数
令和5年4月1日現在	1 級	22	32.8	8	7.5	
	2 級	19	28.4	34	32.1	130
	3 級	26	38.8	22	20.8	35
	4 級			4	3.8	118
	5 級			35	33.0	23
	6 級			3	2.8	1
	7 級					
	計	67	100.0	106	100.0	307
令和4年4月1日現在	1 級	14	24.2	8	7.7	
	2 級	18	31.0	34	32.7	110
	3 級	26	44.8	16	15.4	46
	4 級			5	4.8	125
	5 級			37	35.6	22
	6 級			4	3.8	1
	7 級					
	計	58	100.0	104	100.0	304

(4) 級別の標準的な職務内容

区 分	1 級	2 級	3 級
医 師 医療職(一)	医員	医長 副部長	副院長 部長 センター長
医療技術員 医療職(二)	技師	主任技師	主査
看 護 師 医療職(三)		主任技師 技師	主査
看護専門学校職員 教育職(四)	技師	副校長/教務主任 教務主査/主査 主任技師	
事 務 職 員 行政職(一)	主事	主任主事	主査
その他職員	技能員	副主任技能員	主任技能員

(単位 人: %)

職	看護教育職		事務職		その他の職	
	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比
			5	13.6		
42.3	9	100.0	10	27.0		
11.4			7	18.9	23	100.0
38.5			6	16.2		
7.5			9	24.3		
0.3						
100.0	9	100.0	37	100.0	23	100.0
			6	18.2		
36.2	9	100.0	11	33.3		
15.1			4	12.1	23	100.0
41.2			6	18.2		
7.2			6	18.2		
0.3						
100.0	9	100.0	33	100.0	23	100.0

4 級	5 級	6 級	7 級
院長			
係長 主任主査	副部長 副技師長	部長 技師長	
主任	副部長 師長	部長	
係長 主任主査	課長 課長補佐	事務局次長	事務局長

(5) 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率	
	6月(月分)	12月(月分)
本年度	2.175	2.175
前年度	2.125	2.125
一般会計の制度	2.175	2.175

(6) 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)
支給率等	24.586875	33.27075	47.709
一般会計の制度(支給率等)	24.586875	33.27075	47.709

(7) 地域手当

支給率(%)	7.8
支給対象職員数(人)	63
一般会計の制度(支給率)(%)	—

(8) 特殊勤務手当

区分	全職種	医師職	医療技術職
給与の総額に対する比率(%)	4.9	1.2	0.6
支給対象職員の比率(令和5年4月1日現在)(%)	69.7	34.9	36.4
支給対象職員1人あたり平均支給月額(円)	31,782	36,795	5,653
代表的な特殊勤務手当の名称	深夜看護勤務手当		

(9) その他の手当

区分	一般会計の制度との異同
扶養手当	同
住居手当	同
通勤手当	同

支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置
4.350	有
4.250	有
4.350	有

最高限度 (月分)	その他の加算 措置等	備 考
47.709	定年前早期退職特例 措置(2~45%加算)	
47.709	定年前早期退職特例 措置(2~45%加算)	

看護職	看護教育職	事務職	その他の職
9.2	—	0.1	6.5
96.2	—	8.8	91.3
35,793	—	3,000	22,133

差 異 の 内 容
—
—
—

令和4年度 南和広域医療企業団 病院事業会計予定損益計算書 (前年度)

(令和4年4月1日から令和5年3月31日)

(単位:千円)

1. 医業収益			
(1) 入院収益	5,621,751		
(2) 外来収益	2,894,008		
(3) その他医業収益	333,533		
(4) 国・県補助金	519,948		
(5) 他会計負担金	354,120	9,723,360	
2. 医業費用			
(1) 給与費	5,503,021		
(2) 材料費	2,070,664		
(3) 経費	2,337,228		
(4) 減価償却費	940,290		
(5) 資産減耗費	0		
(6) 研究研修費	13,783	10,864,986	
医業利益			△ 1,141,626
3. 医業外収益			
(1) 受取利息及び配当金	258		
(2) 県補助金	59,784		
(3) 他会計補助金	26,946		
(4) 他会計負担金	576,470		
(5) 長期前受金戻入	866,468		
(6) その他医業外収益	49,507	1,579,433	
4. 看護師養成事業収益			
(1) 県補助金	80,000		
(2) その他看護師養成事業収益	40,453	120,453	
5. 医業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱い諸費	28,133		
(2) 長期前払消費税償却	15,890		
(3) 消費税	25,000		
(4) 雑支出	0	69,023	
6. 看護師養成事業費用			
(1) 給与費	96,728		
(2) 看護師養成費	44,296	141,024	1,489,839
経常利益			<u>348,213</u>

7. 特別利益			
(1) 固定資産売却益	0		
(2) 過年度損益修正益	0		
(1) その他特別利益	0	0	
	<hr/>	<hr/>	
8. 特別損失			
(1) 固定資産売却損	0		
(2) 過年度損益修正損	0		
(3) その他特別損失	59,311	59,311	△ 59,311
	<hr/>	<hr/>	
当年度純利益			288,902
前年度繰越利益剰余金			963,553
当年度繰越利益剰余金			<u>1,252,455</u>

令和4年度 南和広域医療企業団 病院事業会計予定貸借対照表(前年度)

令和5年3月31日

資 産 の 部

(単位 千円)

1. 固定資産

(1) 有形固定資産

(イ) 土 地		1,370,037	
(ロ) 建 物	12,004,806		
建物減価償却累計額	<u>△3,943,323</u>	8,061,483	
(ハ) 器 械 ・ 備 品	5,499,667		
器械・備品減価償却累計額	<u>△4,529,463</u>	970,204	
(ニ) 車 輜 運 搬 具	31,333		
車輜運搬具減価償却累計額	<u>△17,366</u>	13,967	
(ホ) 建 設 仮 勘 定		13,500	
有形固定資産合計			10,429,191

(2) 無形固定資産

無形固定資産		0	
無形固定資産合計			0

(2) 投 資

(イ) 長 期 貸 付 金		0	
(ロ) 長 期 前 払 消 費 税		61,505	
(ハ) そ の 他 投 資		0	
投資合計			<u>61,505</u>

固定資産合計 10,490,696

2. 流動資産

(1) 現 金 ・ 預 金		2,896,431	
(2) 未 収 金	1,782,374		
貸倒引当金	<u>600</u>	1,781,774	
(3) 貯 蔵 品		59,728	
(4) そ の 他 流 動 資 産		246	
流動資産合計			<u>4,738,179</u>
資産合計			<u><u>15,228,875</u></u>

負 債 の 部

3. 固定負債

(1) 企 業 債

(イ) 建設改良費等の財源に充てるための企業債	<u>4,284,820</u>		
企業債合計		4,284,820	

(2) 他 会 計 借 入 金

(イ) その他の長期借入金	<u>218,477</u>		
他会計借入金合計		218,477	

(3) 引 当 金

(イ) 退職給付引当金	<u>1,348,467</u>		
引当金合計		1,348,467	

固定負債合計 5,851,764

4. 流動負債			
(1) 未払金		709,922	
(2) 企業債			
(イ) 建設改良費等の財源に充てるための企業債	209,828		
企業債合計		209,828	
(3) 他会計借入金			
(イ) その他長期借入金	53,772		
他会計借入金合計		53,772	
(4) 引当金			
(イ) 賞与引当金	307,619		
(ロ) 法定福利費引当金	62,029		
引当金合計		369,648	
(5) その他流動負債			
(イ) 預り金	0		
(ロ) その他流動負債	68,726		
その他流動負債合計		68,726	
流動負債合計			1,411,896
5. 繰延収益			
(1) 長期前受金		13,839,890	
(2) 長期前受金収益化累計額		△9,497,167	
繰延収益合計			4,342,723
負債合計			11,606,383

資本の部

6. 資本金			
(1) 出資金		1,000,000	
資本金合計			1,000,000
7. 剰余金			
(1) 資本剰余金			
(イ) 国・県補助金	1,211,531		
(ロ) 受贈財産評価額	0		
(ハ) 他会計負担金	158,506		
資本剰余金合計		1,370,037	
(2) 利益剰余金			
(イ) 繰越利益剰余金	963,553		
(ロ) 当年度純利益	288,902		
利益剰余金合計		1,252,455	
剰余金合計			2,622,492
資本合計			3,622,492
負債・資本合計			15,228,875

令和5年度 南和広域医療企業団 病院事業会計予定貸借対照表(当年度)

令和6年3月31日

資 産 の 部

(単位 千円)

1. 固定資産

(1) 有形固定資産

(イ) 土地	地	1,370,037	
(ロ) 建物	物	12,013,897	
	建物減価償却累計額	△4,521,279	7,492,618
(ハ) 器械・備品		5,772,613	
	器械・備品減価償却累計額	△3,483,403	2,289,210
(ニ) 車輜運搬具		32,605	
	車輜運搬具減価償却累計額	△22,503	10,102
(ホ) 建設仮勘定			13,500
有形固定資産合計			11,175,467

(2) 無形固定資産

無形固定資産		0	
無形固定資産合計			0

(2) 投資

(イ) 長期貸付金		0	
(ロ) 長期前払消費税		218,739	
(ハ) その他投資		0	
投資合計			218,739

固定資産合計 11,394,206

2. 流動資産

(1) 現金・預金			3,068,331
(2) 未収金		1,543,711	
	貸倒引当金	△1,200	1,542,511
(3) 貯蔵品			59,728
(4) その他流動資産			246
流動資産合計			4,670,816
資産合計			16,065,022

負債の部

3. 固定負債

(1) 企業債

(イ) 建設改良費等の財源に充てるための企業債		5,166,516	
企業債合計			5,166,516

(2) 他会計借入金

(イ) その他の長期借入金		164,704	
他会計借入金合計			164,704

(3) 引当金

(イ) 退職給付引当金		1,256,698	
引当金合計			1,256,698

固定負債合計 6,587,918

4. 流動負債			
(1) 未払金		713,524	
(2) 企業債			
(イ) 建設改良費等の財源に充てるための企業債	210,904		
企業債合計		210,904	
(3) 他会計借入金			
(イ) その他長期借入金	53,772		
他会計借入金合計		53,772	
(4) 引当金			
(イ) 賞与引当金	314,027		
(ロ) 法定福利費引当金	63,312		
		377,339	
(5) その他流動負債			
(イ) 預り金	0		
(ロ) その他流動負債	68,726		
その他流動負債合計		68,726	
流動負債合計			1,424,265
5. 繰延収益			
(1) 長期前受金		14,759,375	
(2) 長期前受金収益化累計額		△10,362,853	
繰延収益合計			4,396,522
負債合計			12,408,705

資本の部

6. 資本金			
(1) 出資金		1,000,000	
資本金合計			1,000,000
7. 剰余金			
(1) 資本剰余金			
(イ) 国・県補助金	1,211,531		
(ロ) 他会計補助金	0		
(ハ) 他会計負担金	158,506		
資本剰余金合計		1,370,037	
(2) 利益剰余金			
(イ) 繰越利益剰余金	1,252,455		
(ロ) 当年度純利益	33,825		
利益剰余金合計		1,286,280	
剰余金合計			2,656,317
資本合計			3,656,317
負債・資本合計			16,065,022

注記

I. 重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

・減価償却の方法

定額法による。

・主な耐用年数

建物 10年～50年

構築物 10年～30年

器械・備品 4年～20年

車両運搬具 4年～6年

2 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。

(2) 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(3) 貸倒引当金

債権の不納欠損処理による損失に備えるため、回収不能見積額を算定して計上している。

(4) 特別修繕引当金

数事業年度毎に定期的に行われる特別の修繕に備えて見込まれる金額を計上している。

3 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は一括比例配分方式による。

II. 予定貸借対照表関連

(1) 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該年度末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は4, 274, 560千円である。

参 考 資 料

令 和 5 年 度

南和広域医療企業団病院事業会計予算書(案)

病 院 別 明 細 書

南 和 広 域 医 療 企 業 団

○南奈良総合医療センター

(単位：床、人)

病床数

区 分	当 年 度	備 考
一般病床（HCU含む）	196	
回復期病床	36	

患者数

区 分	当 年 度	備 考
年延入院患者数	81,760	回復期病床含む
一日平均入院患者数	224	回復期病床含む
年延外来患者数	165,483	訪問診療含む
一日平均外来患者数	681	訪問診療含む

○吉野病院

病床数

区 分	当 年 度	備 考
一般病床	47	
療養病床	40	

患者数

区 分	当 年 度	備 考
年延入院患者数	29,930	療養病床含む
一日平均入院患者数	82	療養病床含む
年延外来患者数	18,711	訪問診療含む
一日平均外来患者数	77	訪問診療含む

○五條病院

病床数

区 分	当 年 度	備 考
一般病床	45	
療養病床	33	

患者数

区 分	当 年 度	備 考
年延入院患者数	26,645	療養病床含む
一日平均入院患者数	73	療養病床含む
年延外来患者数	14,580	訪問診療含む
一日平均外来患者数	60	訪問診療含む

収益費用明細書

【南奈良総合医療センター】

(収益的収入)

款・項	目		節		備考
	区分	金額(千円)	区分	金額(千円)	
病院事業収益		8,791,349			
医療収益		7,608,771			
	入院収益	4,635,791	入院収益	4,635,791	
	外来収益	2,454,144	外来収益	2,454,144	
	その他医療収益	220,607	室料差額収益	108,106	
			公衆衛生活動収益	37,533	
			医療相談収益	31,102	
			その他医療収益	43,866	
	県補助金	65,789	国・県補助金	65,789	
	他会計負担金	232,440	他会計負担金	232,440	
医療外収益		1,054,818			
	受取利息及び配当金	140	預金利息	140	
	県補助金	39,429	国・県補助金	39,429	
	他会計補助金	26,607	他会計補助金	26,607	
	他会計負担金	354,016	他会計負担金	354,016	
	長期前受金戻入	594,331	長期前受金戻入	594,331	
	その他医療外収益	40,295	その他医療外収益	40,295	
看護師養成事業収益		126,760			
	県補助金	80,000	県補助金	80,000	
	その他看護師養成事業収益	46,760	その他看護師養成事業収益	46,760	
特別利益		1,000			
	その他特別利益	1,000	その他特別利益	1,000	

(収益の支出)

款・項	目		節		備考
	区 分	金 額 (千円)	区 分	金 額 (千円)	
病院事業費用		8,840,031			
医療費用		8,626,822			
	給 与 費	4,392,746			
			給 料	1,794,011	
			手 当	1,425,556	
			報 酬	168,525	
			法 定 福 利 費	604,952	
			法定福利費引当金繰入額	48,146	
			退 職 給 与 費	65,790	
			退職給与費引当金繰入額	46,993	
			賞 与 引 当 金 繰 入 額	238,773	
	材 料 費	1,724,866			
			薬 品 費	1,046,886	
			診 療 材 料 費	667,431	
			給 食 材 料 費	112	
			医 療 消 耗 備 品 費	10,437	
	経 費	1,839,186			
			福 利 厚 生 費	370	
			報 償 費	1,085	
			旅 費 交 通 費	4,754	
			職 員 被 服 費	2,284	
			消 耗 品 費	31,170	
			消 耗 備 品 費	9,645	
			光 熱 水 費	177,489	
			燃 料 費	15,709	
			食 料 費	2,092	
			印 刷 製 本 費	4,267	
			修 繕 費	46,551	
			特別修繕引当金繰入額	10,000	
			保 險 料	7,960	
			手 数 料	8,289	
			賃 借 料	131,835	
			委 託 料	1,238,217	
			広 告 料	120	
			公 課 費	6	
			通 信 運 搬 費	20,074	
			交 際 費	50	
			諸 会 費	3,354	
			負 担 金	123,214	
			貸 倒 引 当 金 繰 入 額	400	
			雑 費	251	
	減 価 償 却 費	521,144			
			建 物 減 価 償 却 費	110,183	
			建物付属設備減価償却費	269,529	
			構 築 物 減 価 償 却 費	14,587	
			医 療 器 械 減 価 償 却 費	101,716	
			器 械 備 品 減 価 償 却 費	20,295	
			車 両 減 価 償 却 費	4,834	
	資 産 減 耗 費	127,664			
			た な 卸 資 産 減 耗 費	1,000	
			固 定 資 産 除 却 費	126,664	

款・項	目		節		備考
	区分	金額(千円)	区分	金額(千円)	
	研究研修費	21,216			
			謝金	1,678	
			図書費	6,245	
			研修費	2,022	
			旅費	6,246	
	研究雑費	5,025			
医業外費用		58,462			
	支払利息及び企業債取扱諸費	27,373			
			企業債利息	27,373	
			一時借入金利息	0	
	長期前払消費税償却	8,089			
			長期前払消費税償却	8,089	
	消費税	23,000			
			消費税	23,000	
看護師養成事業費用		152,747			
	給与費	99,212			
			給料	53,106	
			手当	19,024	
			報酬	4,382	
			法定福利費	15,417	
			法定福利費引当金繰入額	1,222	
		賞与引当金繰入額	6,061		
	看護師養成費	53,535			
			教材費	2,608	
			図書費	360	
			研修費	100	
			旅費交通費	1,364	
			消耗品費	1,485	
消耗備品費			578		
光熱水費			13,172		
燃料費			1,071		
食料費			64		
印刷製本費			1,318		
修繕費			250		
保険料			448		
手数料	43				
貸借料	2,195				
通信運搬費	345				
委託料	27,762				
諸会費	330				
負担金	42				
特別損失		1,500			
	固定資産売却損	500			
			固定資産売却損	500	
	過年度損益修正損	500			
			過年度損益修正損	500	
その他特別損失	500				
		その他特別損失	500		
予備費		500			
	予備費	500			
			予備費	500	

(資本的收入)

款・項	目		節		備考
	区分	金額(千円)	区分	金額(千円)	
資本的收入		1,979,385			
補助金		2,440			
	国・県補助金	2,440	国・県補助金	2,440	
負担金		904,275			
	他会計負担金	904,275	他会計負担金	904,275	
企業債		1,072,670			
	企業債	1,072,670	企業債	1,072,670	

(資本の支出)

款・項	目		節		備考
	区分	金額(千円)	区分	金額(千円)	
資本の支出		2,077,916			
建設改良費		1,817,704			
	病院改築事業費	5,000	工事請負費	5,000	
	器械備品購入費	1,811,304	医療器械購入費	1,810,702	
			備品購入費	602	
	車両購入費	1,400	車両購入費	1,400	
企業債償還金		209,828			
	企業債償還金	209,828	企業債償還金	209,828	
借入金返還金		50,384			
	借入金返還金	50,384	県借入金返還金	50,384	

【吉野病院】

(収益的収入)

款・項	目		節		備 考	
	区 分	金 額 (千円)	区 分	金 額 (千円)		
病院事業収益		1,163,907				
医業収益		987,984				
入院収益	入院収益	701,600	入院収益	701,600		
	外来収益	174,413	外来収益	174,413		
	その他医業収益	44,291		室料差額収益	29,951	
				公衆衛生活動収益	4,440	
				その他医業収益	9,900	
	他会計負担金	67,680	他会計負担金	67,680		
	医業外収益		175,423			
県補助金	県補助金	315	国・県補助金	315		
	他会計負担金	105,225	他会計負担金	105,225		
	長期前受金戻入	65,251	長期前受金戻入	65,251		
	その他医業外収益	4,632	その他医業外収益	4,632		
	特別利益		500			
その他特別利益	その他特別利益	500	その他特別利益	500		

(収益の支出)

款・項	目		節		備考
	区分	金額(千円)	区分	金額(千円)	
病院事業費用		1,126,147			
医療費用		1,122,184			
	給与費	610,493			
			給料	284,272	
			手当	180,172	
			報酬	12,008	
			法定福利費	89,440	
			法定福利費引当金繰入額	7,484	
			賞与引当金繰入額	37,117	
	材料費	93,909			
			薬品費	61,101	
			診療材料費	32,500	
			給食材料費	0	
			医療消耗備品費	308	
	経費	339,465			
			報償費	11	
			旅費交通費	330	
			消耗品費	5,067	
			消耗備品費	2,023	
			光熱水費	40,254	
			燃料費	14,140	
			食料費	118	
			印刷製本費	396	
			修繕費	31,653	
			保険料	1,728	
			手数料	239	
			賃借料	33,784	
			委託料	205,850	
			公課費	0	
			通信運搬費	3,081	
			諸会費	691	
			負担金	0	
			貸倒引当金繰入額	100	
			雑費	0	
	減価償却費	68,414			
			建物減価償却費	54,677	
			建物付属設備減価償却費	3,207	
			医療器械減価償却費	5,055	
			器械備品減価償却費	5,425	
			車両減価償却費	50	
	資産減耗費	8,542			
			棚卸資産減耗費	500	
			固定資産除却費	8,042	
	研究研修費	1,361			
			謝金	300	

款・項	目		節		備考
	区分	金額(千円)	区分	金額(千円)	
			図書費	110	
			研修費	300	
			旅費	551	
			研究雑費	100	
医業外費用		1,963			
	長期前払消費税償却費	1,963			
			長期前払消費税償却費	1,963	
特別損失		1,500			
	固定資産売却損	500			
			固定資産売却損	500	
	過年度損益修正損	500			
			過年度損益修正損	500	
	その他特別損失	500			
			その他特別損失	500	
予備費		500			
	予備費	500			
			予備費	500	

(資本的收入)

款・項	目		節		備考
	区分	金額(千円)	区分	金額(千円)	
資本的收入		15,400			
補助金		0			
	国・県補助金	0	国・県補助金	0	
負担金		5,890			
	他会計負担金	5,890	他会計負担金	5,890	
企業債		9,510			
	企業債	9,510	企業債	9,510	

(資本の支出)

款・項	目		節		備考
	区分	金額(千円)	区分	金額(千円)	
資本の支出		20,417			
建設改良費		20,417			
	病院改築事業費	5,000	工事請負費	5,000	
			医療器械購入費	11,210	
	器械備品購入費	15,417	備品購入費	4,207	
	車両購入費	0	車両購入費	0	
企業債償還金		0			
	企業債償還金	0	企業債償還金	0	
借入金返還金		0			
	借入金返還金	0	県借入金返還金	0	

【五條病院】

(収益的収入)

款・項	目		節		備 考
	区 分	金 額 (千円)	区 分	金 額 (千円)	
病院事業収益		1,132,500			
医業収益		836,331			
	入院収益	621,805	入院収益	621,805	
	外来収益	140,299	外来収益	140,299	
	その他医業収益	23,107	室料差額収益	11,241	
			公衆衛生活動収益	2,926	
			その他医業収益	8,940	
	他会計負担金	51,120	他会計負担金	51,120	
医業外収益		295,669			
	県補助金	315	国・県補助金	315	
	他会計負担金	88,583	他会計負担金	88,583	
	長期前受金戻入	206,104	長期前受金戻入	206,104	
	その他医業外収益	667	その他医業外収益	667	
特別利益		500			
	その他特別利益	500	その他特別利益	500	

(収益の支出)

款・項	目		節		備考
	区分	金額(千円)	区分	金額(千円)	
病院事業費用		1,087,753			
医療費用		1,084,635			
	給与費	502,572			
			給料	245,507	
			手当	134,432	
			報酬	7,720	
			法定福利費	76,377	
			法定福利費引当金繰入額	6,460	
			賞与引当金繰入額	32,076	
	材料費	81,317			
			薬品費	52,512	
			診療材料費	25,866	
			給食材料費	0	
			医療消耗備品費	2,939	
	経費	285,943			
			報償費	11	
			旅費交通費	286	
			消耗品費	3,174	
			消耗備品費	1,173	
			光熱水費	43,297	
			燃料費	4,709	
			食料費	239	
			印刷製本費	32	
			修繕費	14,743	
			保険料	1,583	
			手数料	205	
			賃借料	12,830	
			委託料	191,001	
			広告料	110	
			公課費	7	
			通信運搬費	2,412	
			諸会費	726	
			負担金	9,300	
			貸倒引当金繰入額	100	
			雑費	5	
	減価償却費	134,039			
			建物減価償却費	37,582	
			建物付属設備減価償却費	84,304	
			構築物減価償却費	3,888	
			医療器械減価償却費	3,539	
			器械備品減価償却費	4,473	
			車両減価償却費	253	
	資産減耗費	79,961			
			たな卸資産減耗費	500	
			固定資産除却費	79,461	
	研究研修費	803			
			謝金	0	

款・項	目		節		備考
	区分	金額(千円)	区分	金額(千円)	
			図書費	23	
			研修費	200	
			旅費	480	
			研究雑費	100	
医業外費用		1,118			
	長期前払消費税償却費	1,118			
			長期前払消費税償却費	1,118	
特別損失		1,500			
	固定資産売却損	500			
			固定資産売却損	500	
	過年度損益修正損	500			
			過年度損益修正損	500	
	その他特別損失	500			
			その他特別損失	500	
予備費		500			
	予備費	500			
			予備費	500	

(資本的收入)

款・項	目		節		備考
	区分	金額(千円)	区分	金額(千円)	
資本的收入		17,300			
補助金		0			
	国・県補助金	0	国・県補助金	0	
負担金		6,880			
	他会計負担金	6,880	他会計負担金	6,880	
企業債		10,420			
	企業債	10,420	企業債	10,420	

(資本の支出)

款・項	目		節		備考
	区分	金額(千円)	区分	金額(千円)	
資本の支出		17,712			
建設改良費		14,323			
	病院改築事業費	0	工事請負費	0	
	器械備品購入費	14,323	医療器械購入費	11,210	
			備品購入費	3,113	
	車両購入費	0	車両購入費	0	
企業債償還金		0			
	企業債償還金	0	企業債償還金	0	
借入金返還金		3,389			
	借入金返還金	3,389	県借入金返還金	3,389	

議 第 3 号

南和広域医療企業団個人情報の保護に関する法律施行条例について

南和広域医療企業団個人情報の保護に関する法律施行条例について次のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和5年3月2日提出

南和広域医療企業団
企業長 杉山 孝

南和広域医療企業団個人情報の保護に関する法律施行条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

（開示請求に係る手数料）

第3条 法第89条第2項の規定に基づく手数料の額は無料とする。ただし、写しの作成等に要する費用は徴収するものとし、その額は別に規則で定める。

（行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料）

第4条 法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

- (1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円
 - (2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）
- 2 法第119条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
- (1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

(2) 法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

（審査会への諮問）

第5条 企業団の機関（議会を除く。以下同じ。）は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、南和広域医療企業団情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成27年南和広域医療組合条例第3号）第2条に規定する南和広域医療企業団情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

（旧条例の廃止）

第2条 南和広域医療企業団個人情報保護条例（平成27年南和広域医療組合条例第2号。以下「旧条例」という。）は廃止する。

（経過措置）

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第7条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2項に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

(1) 前条の規定の施行の際現に旧条例第2条第1項に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) 前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

2 前条の規定の施行の前日に旧条例第11条、第26条又は第34条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

- 3 前条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした旧条例第47条から第50条に規定する違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による
- 4 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第6条第2項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された第2条第4項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 5 前項に規定する者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

議 第 4 号

南和広域医療企業団情報公開・個人情報保護審査会設置条例の全部を改正する
条例について

南和広域医療企業団情報公開・個人情報保護審査会設置条例の全部を改正する条例に
ついて次のとおり改正したいので、議会の議決を求める。

令和5年3月2日提出

南和広域医療企業団
企 業 長 杉 山 孝

南和広域医療企業団情報公開・個人情報保護審査会設置条例の全部を改正する条例(案)

南和広域医療企業団情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成27年南和広域医
療組合条例第3号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、南和広域医療企業団情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並
びに調査審議の手続等について定めるものとする。

(設置)

第2条 次に掲げる諮問に応じ審査請求その他の諮問事項について調査審議するため、南和
広域医療企業団情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- (1) 南和広域医療企業団情報公開条例（平成27年南和広域医療組合条例第1号。以下「情
報公開条例」という。）第19条第1項の規定による諮問
- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105
条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問
- (3) 南和広域医療企業団個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年南和広域医療
企業団条例第2号。以下「施行条例」という。）第5条の規定による諮問

(組織)

第3条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、識見を有する者のうちから、企業長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

- 4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 5 企業長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を解嘱することができる。
- 6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 7 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第5条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(定義)

第7条 この条例において「諮問庁」とは、法第105条第3項において準用する同条第1項又は情報公開条例第19条第1項の規定により審査会に諮問をした企業団の機関（議会を除く。）をいう。

- 2 この条例において「保有個人情報」とは、法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。）をいう。

(審査会の調査権限)

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書（情報公開条例第2条第2項に規定する行政文書をいう。）又は保有個人情報の開示を求められない。

- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(委員による調査手続)

第9条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第1項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第10条 審査会は、第8条第3項の規定による資料の提出又は法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面の写し（電磁的記録（電子的方法、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料を提出した審査請求人等（審査請求人、参加人（同法第13条第4項に規定する参加人をいう。）又は諮問庁をいう。以下同じ。）以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料を提出した審査請求人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(専門的知見に係る諮問)

第11条 法第129条に規定する「特に必要と認めるとき」とは、施行条例第5条に基づく諮問とする。

2 前項に基づく諮問があった場合、審査会は意見を付して諮問庁に答申するものとする。

(罰則)

第12条 第4条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和

3年法律第37号) 附則第1条第7号に掲げる規定(同法第51条の規定に限る。)の施行の日から施行する。ただし、附則第2条第1項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 企業長は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第4条第1項の規定の例により、審査会の委員の委嘱をすることができる。この場合において、その委嘱を受けた委員は、施行日において同項の規定による委嘱を受けたものとみなす。

2 前条の規定の施行の際、現に改正前の条例第2条の規定により企業団に置かれた同条に規定する南和広域医療企業団情報公開・個人情報保護審査会(以下「旧審査会」という。)の委員である者又は同条の規定の施行前において旧審査会の委員であった者に係る改正前の条例第4条第5項の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

3 施行日前に施行条例附則第2条の規定による廃止前の南和広域医療企業団個人情報保護条例(平成27年南和広域医療組合条例第2号)第40条の規定による諮問がされた場合における旧条例に規定する調査審議手続は、なお従前の例による。

議 第 5 号

南和広域医療企業団情報公開条例の一部を改正する条例について

南和広域医療企業団情報公開条例の一部を改正する条例について次のとおり改正したので、議会の議決を求める。

令和5年3月2日提出

南和広域医療企業団
企業長 杉山 孝

南和広域医療企業団情報公開条例の一部を改正する条例（案）

南和広域医療企業団情報公開条例（平成27年南和広域医療企業団条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1号を加える。

- (7) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

第19条第1項第2号中「の全部を認容し」を「に係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く）を取り消し、又は変更し」に改める。

第20条第1号中「不服申立」を「審査請求」に改め、「参加人」の次に「（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）」を加え、同条第2号中「不服申立」を「審査請求」に改め、同条第3号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

議 第 6 号

南和広域医療企業団附属機関に関する条例の一部を改正する条例について

南和広域医療企業団附属機関に関する条例の一部を改正する条例について次のとおり改正したいので、議会の議決を求める。

令和5年3月2日提出

南和広域医療企業団
企 業 長 杉 山 孝

南和広域医療企業団附属機関に関する条例の一部を改正する条例

南和広域医療企業団附属機関に関する条例（平成25年南和広域医療企業団条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表中「南和広域医療企業団情報公開・個人情報保護審査会」の項を削る。

附 則

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

議 第 7 号

南和広域医療企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

南和広域医療企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
次のとおり改正したいので、議会の議決を求める。

令和5年3月2日提出

南和広域医療企業団
企 業 長 杉 山 孝

南和広域医療企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 南和広域医療企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例(平成24年南和広域医療組合条例第10号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「100分の112.5」を「100分の117.5」に、「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 南和広域医療企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例(平成24年南和広域医療組合条例第10号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「100分の117.5」を「100分の115」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の南和広域企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の企業長等給与条例」という。)の規定は、令和4年12月1日から適用する。
(手当の内払)
- 3 改正後の企業長等給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の南和広域企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の企業長等給与条例の規定による期末手当の内払いとみなす。

議 第 8 号

南和広域企業団職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について

南和広域企業団職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について次のとおり改正したいので、議会の議決を求める。

令和5年3月2日提出

南和広域医療企業団
企 業 長 杉 山 孝

南和広域企業団職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（案）

（南和広域企業団職員の定年等に関する条例の一部改正）

第1条 南和広域企業団職員の定年等に関する条例（平成28年南和広域医療企業団条例第4号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条—第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条）

第5章 雑則（第13条）

附則

第1章 総則

第1条中「）第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。）第22条の4第1項、第28条の2第1項、第2項及び第4項、第28条の5、第28条の6第1項及び第2項、第28条の7並びに附則第21項及び第23項」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書を削る。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第9条第3項及び第4項の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間を

いう。以下この項において同じ。) (同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。)を占めている職員については、この限りでない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「により」の下に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その」を「当該」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「ときは、」の下に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「企業長は」の下に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職(医師及び歯科医師の職を除く。)とする。

- (1) 南和広域医療企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成28年南和広域医療企業団条例第13号)第17条に規定する管理職手当を支給される職員の職
- (2) 前号に掲げる職のほか、これらに準ずる職として管理規程で定める職
(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 企業長は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする事。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。
- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上で

の状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 企業長は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

2 企業長は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 企業長は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として企業長が定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 企業長は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると

認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 企業長は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 企業長は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 企業長は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の管理規程で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

第13条 この条例の実施に関し必要な事項は、管理規程で定める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の5項を加える。

(定年に関する経過措置)

2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

3 前項の規定は、南和広域医療企業団職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条(令和 年 月南和広域医療企業団条例第 号。以下「令和4年改正条例」という。)第1条の規定による改正前の第3条ただし書に規定する職員には、適用しない。

(定年による退職の特例に関する経過措置)

- 4 令和5年4月1日から令和10年3月31日までの間における第4条第1項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「第9条第3項及び第4項」とあるのは「第9条第1項から第4項まで」と、「この限りでない」とあるのは「第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて企業長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない」とする。
- 5 前項の規定の適用を受ける職員に対する第4条第2項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「定年退職日」とあるのは、「定年退職日（附則第4項の規定により読み替えて適用する第4条第1項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る第9条第1項に規定する異動期間の末日）」とする。

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 6 企業長は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和4年改正条例第1条の規定による改正前の第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(南和広域医療企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 南和広域医療企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（南和広域医療企業団条例第13号）の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「南和広域医療企業団職員の定年等に関する条例（平成28年南和広域医療企業団条例第4号）第12条の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」に改める。

第25条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の7項を加える。

- 3 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日以後における最初の4月1日

(附則第5項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第3項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。)とする。

4 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 南和広域医療企業団職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和 年月南和広域医療企業団条例第 号)第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例第3条ただし書に規定する職員
- (3) 南和広域医療企業団の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
- (4) 南和広域医療企業団の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

5 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第9項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第3項の規定により当該職員が受ける給料月額が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(企業長が定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第3項の規定により当該職員が受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

6 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員が受ける給料月額との合計額が第3条第1項の規定により当該職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条第1項の規定により当該職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員が受ける給料月額」とする。

7 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第3項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第5項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員が受ける給料月額のほか、企業長が定めるところにより、附則第5項及び第6項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

8 附則第5項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第3項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があ

ると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、企業長が定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

- 9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、附則第3項の規定による給料月額、附則第5項の規定による給料その他附則第3項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。

(南和広域医療企業団職員の退職手当に関する条例の一部改正)

- 第3条 南和広域医療企業団職員の退職手当に関する条例(平成28年南和広域医療企業団条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項の規定により採用された者を除く。」を削り、同条第2項中「18日」の下に「(1月間の日数(南和広域医療企業団の休日を定める条例(平成24年南和広域医療組合条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数)」を、「地方公務員法」の下に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

第7条第1項中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

第8条第1項中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改め、同条第2項中「前項」を「同項」に改める。

第10条第1項中「10年」を「15年」に改める。

第16条第4項中「任命権者」を「企業長」に改める。

第18条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条第3項中「第5項」を「第6項」に改め、同条第13項を同条第14項とし、同条第12項中「又は第3項から第8項」を「第3項又は第5項から第9項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「第7項第4号」を「第8項第4号」に、「第7項の」を「第8項の」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「第7項第3号」を「第8項第3号」に、「第7項の」を「第8項の」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「第7項第3号」を「第8項第3号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「第4項又は第5項」を「第5項又は第6項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「及び第3項から前項まで」を「第3項及び前3項」に改め、同項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他企業長が定める理由によるものである職員が当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、企業長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間(1年を限度とする。)に相当する期間を合算した期間(当該求職の申込みをしないこと

を希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他企業長が定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして企業長の定める職員が、企業長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及び本項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及び本項の規定による期間に算入しない。

第21条第1項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第22条第1項中「第5項」を「第6項」に、「にあつては」を「には」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第2項中「第4項」を「第5項」に改める。

第24条第1項中「。以下この条」を「。以下この項から第6項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第2項、第3項、及び第4項中「にあつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則に次の9項を加える。

- 5 当分の間、第7条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第6条の規定の適用については、同条第1項中「又は第8条」とあるのは、「、第8条又は附則第6項」とする。
- 6 当分の間、第8条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第6条の規定の適用については、同条第1項中「又は第8条」とあるのは、「、第8条又は附則第7項」とする。
- 7 前2項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。
 - (1) 南和広域医療企業団職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和 年 月南和広域医療企業団条例第 号）第1条の規定による改正前の南和広域医療企業団職員の定年等に関する条例第3条ただし書に規定する職員
 - (2) 給与その他の処遇の状況が前号に掲げる職員に類する職員として企業長が定める職員
- 8 南和広域医療企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例附則第3項の規定による職員の給料月額の設定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

- 9 当分の間、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で企業長が定めるものに対する第10条、第13条の規定の適用については、第10条本文中「南和広域医療企業団職員の定年等に関する条例(平成28年南和広域医療企業団条例第4号)第2条に規定する定年退職日」とあるのは「定年(附則第8項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、同項第1号に掲げる職員にあつては65歳とし、同項第2号に掲げる職員にあつては企業長が定める年齢とする。)に達する日以後における最初の3月31日」と、第10条の表第8条第1項の項、第9条第1項第1号の項及び第9条第1項第2号の項並びに第13条の表第11条の項、第12条第1号の項及び第12条第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき」とあるのは「その者に係る定年(附則第8項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、同項第1号に掲げる職員にあつては65歳とし、同項第2号に掲げる職員にあつては企業長が定める年齢とする。)と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき」とする。
- 10 当分の間、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で企業長が定めるもの(次の表の上欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の下欄に掲げる年齢を超える者に限る。)に対する第10条の表第8条第1項の項、第9条第1項第1号の項及び第9条第1項第2号の項並びに第13条の表第12条の項、第12条第1号の項及び第12条第2号の項中「100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)」とあるのは、「100分の3」とする。

附則第8項各号に掲げる職員以外の者	60歳
附則第8項第1号に掲げる職員	65歳
附則第8項第2号に掲げる職員	企業長が定める年齢

- 11 当分の間、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で企業長が定めるもの、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であつて企業長の承認を得たもの又は公務上の傷病若しくは死亡により退職した者に対する第10条の規定の適用については、第10条本文中「15年を」とあるのは「10年を」とするほか、前項の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、第10条本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
- 12 当分の間、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であつて企業長の承認を得たもの又は公務上の傷病若しくは死亡により退職した者であつて附則第10項の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第10条及び第13条の規定の適用については、第10条の表第8条第1項の項、第9条第1項第1号の項及び第9条第1項第2号の項並びに第13条の表第11条

の項、第12条の第1号の項及び第12条第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは、「附則第10項の表の上欄に掲げる者の区分ごとに同表の下欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

13 当分の間、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であって企業長が認めたもの又は公務上の傷病若しくは死亡により退職した者であって附則第11項の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第10条、第13条の規定の適用については、第10条の表第8条第1項の項、第9条第1項第1号の項及び第9条第1項第2号の項並びに第13条の表第11条の項、第12条第1号の項及び第12条第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

（南和広域医療企業団職員の再任用に関する条例の廃止）

第4条 南和広域医療企業団職員の再任用に関する条例（平成28年南和広域医療企業団条例第5号）は、廃止する。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第3条中南和広域医療企業団職員の退職手当に関する条例第2条第2項本文の改正規定、第18条の改正規定、第22条第1項の改正規定（「第5項」を「第6項」に改める部分に限る。）、同条第2項の改正規定並びに附則第9条の規定は、公布の日から施行する。

（職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置）

第2条 企業長は、施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）前に第1条の規定による改正前の南和広域医療企業団職員の定年等に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。）について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の南和広域医療企業団職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えるこ

とができない。

- 2 企業長は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年（新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例定年（旧定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。））を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の管理規程で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例定年））に達している職員（当該管理規程で定める職にあつては、管理規程で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。
- 3 新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

（南和広域医療企業団職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第3条 企業長は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第六条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の管理規程で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。）をされたことがある者

- 2 令和14年3月31日までの間、企業長は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の管理規程で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- (1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 施行日以後に新定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評価その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 5 企業長は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 第4条 企業長は、前条第1項の規定によるほか、組合（県が組織する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の地方公共団体の組合をいう。次項並びに附則第6条第1項及び第2項において同じ。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の管理規程で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 2 令和14年3月31日までの間、企業長は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の管理規程で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。
- 第5条 企業長は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に

係る旧定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の管理規程で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、企業長は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達している者（新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の管理規程で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 企業長は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧定年条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の管理規程で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、企業長は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の管理規程で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢とする。

3 同条に定めるもののほか、その他必要な事項は、企業長が定める。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の

4 第4項の条例で定める職及び年齢)

第8条 令和3年改正法附則第4条から7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員とする。

(職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 企業長は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の管理規程で定める短時間勤務の職(以下この条において「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者(基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者(当該管理規程で定める短時間勤務の職にあっては、管理規程で定める者)を、新定年条例第12条の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第12条の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達してい

る定年前再任用短時間勤務職員（当該管理規程で定める短時間勤務の職にあつては、管理規程で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（南和広域医療企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第12条 第2条の規定による改正後の南和広域医療企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第3項から第8項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は附則第2条第1項の規定により勤務している職員には適用しない。

第13条 暫定再任用職員（短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この条及び次条において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される南和広域医療企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第3条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

第14条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第9条第2号、第12条第3項の規定を適用する。

第15条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第25条第2項の規定を適用する。

第16条 前3条に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、企業長が定める。

（南和広域医療企業団職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第17条 暫定再任用職員に対する新退職手当条例第2条第1項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。）」とあるのは、「（南和広域企業団職員の定年等に関する条例附則第3条第1項若しくは第2項、第4条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。）」とする。

第18条 第6条の規定（南和広域医療企業団職員の退職手当に関する条例第2条第2項本文の改正規定に限る。）による改正後の南和広域医療企業団職員の退職手当に関する条例第2条第2項の規定は、令和4年10月1日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

第19条 新退職手当条例第18条第4項に規定する事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員（以下「事業開始職員等」という。）に対する同項の規定の適用については、令和4年7月1日以後に事業開始職員等に該当するに至った者に限るものとする。

（南和広域医療企業団職員の分限に関する条例の一部改正）

第20条 南和広域医療企業団職員の分限に関する条例（平成24年南和広域医療組合条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条を第4条の2とし、「職員」の前に「企業長は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、」を加え、第3条の次に次の条を加える。

（降給の種類）

第4条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）並びに法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。）とする。

第5条第1項中「任命権者」を「企業長」に、第7条第1項中「任命権者」を「企業長」に、同条第3項中「任命権者」を「企業長」に、同条第4項中「任命権者」を「企業長」に、第8条中「任命権者」を「企業長」に、第12条第1項中「任命権者」を「企業長」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の2項を加える。
(降給に関する経過措置)

2 南和広域医療企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成28年南和広域医療企業団条例第13号）附則第3項の規定の適用を受ける職員に対する第4条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに南和広域医療企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成28年南和広域医療企業団条例第13号）附則第3項の規定による降給とする」とする。

(書面の交付に関する特例措置)

3 第6条の規定は、南和広域医療企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例附則第3項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、管理規程の規定により、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(南和広域医療企業団職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第21条 南和広域医療企業団職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成24年南和広域医療組合条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中「期間、」の下に「その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(南和広域医療企業団職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第22条 南和広域医療企業団職員の育児休業等に関する条例（平成28年南和広域医療企業団条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項5号を第2項とし、同項中「前号(4)」を「前項第6号」とし、「ア」を「第1号」とし、「イ」を「第2号」とし、第2条第1項中「第4号」を「第6号」とし、「第3号」を「第5号」とし、「第2号」の次に次の2号を加える。

(3) 南和広域医療企業団職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により同条第1項に規定する異動期間（同項から同条第4項までの規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

(4) 南和広域医療企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和2年南和広域医療企

業団条例第1号)第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員
第11条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 南和広域医療企業団職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により
同条第1項に規定する異動期間(同項から同条第4項までの規定により延長された期間を含
む。)を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

第17条中「法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2
項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)で法第28条の5第1項」を「南和
広域医療企業団職員の定年等に関する条例(平成28年南和広域医療企業団条例第4号)第12条
の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)で法第22条の4第
1項」に改める。

第22条第2項中「法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しく
は第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)で法第28条の5第1項」を
「南和広域医療企業団職員の定年等に関する条例(平成28年南和広域医療企業団条例第4号)第
12条の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)で法第22条
の4第1項」に改める。

第23条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職
員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第24条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第25条第2項第1号中「地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占め
る職員を除く。」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

附則に次の2項を加える。

3 育児短時間勤務をしている職員に対する給与条例附則第3項の規定の適用については、同
項中「)とする」とあるのは、「)に、職員就業規程第25条第3項の規定により定められた
その者の勤務時間を同条第1項又は第7項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た
額とする」とする。

4 育児休業法第17条の規定による勤務をしている職員が給与条例附則第3項の規定の適用
を受ける場合における第19条の適用については、同条中「第17条及び前条」とあるのは、
「第17条、前条及び附則第3項」とする。

(南和広域医療企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第23条 南和広域医療企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和2年南和広域医療
企業団条例第1号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「任命権者」を「企業長」と改める。

第9条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」と改める。

(南和広域医療企業団職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正)

第24条 南和広域医療企業団職員の高齢者部分休業に関する条例(平成28年南和広域医療企業
団条例第9号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の2項を加える。

(経過措置)

2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第2条第2項の規定の適用については、同項中「規定する年齢」とあるのは、「規定する年齢（高齢者部分休業を申請した職員に係る定年に達する日が令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間である場合においては、同条例附則第2項の期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。）」とする。

3 前項の規定は、南和広域医療企業団職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例(令和 年 月南和広域医療企業団条例第 号)第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例第3条ただし書に規定する職員には、適用しない。

(南和広域医療企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第25条 南和広域医療企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成28年南和広域医療企業団条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」と改める。

議 第 9 号

南和広域医療企業団職員定数条例の一部を改正する条例について

南和広域医療企業団職員定数条例の一部を改正する条例について次のとおり改正したいので、議会の議決を求める。

令和5年3月2日提出

南和広域医療企業団
企 業 長 杉 山 孝

南和広域医療企業団職員定数条例の一部を改正する条例

南和広域医療企業団職員定数条例(平成24年南和広域医療組合条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条中「常時勤務する」の下に「地方公務員であって」を加える。

第3条第1項「540人以内」を「555人以内」に改める。

第3条に次の1項を加える。

- 3 前項第2号に掲げる職員が職務に復帰した場合において、職員の員数が第3条第1項に規定する定数を超えるときは、復帰の日から1年を超えない期間に限り、当該復帰した職員を当該定数の外に置くことができる。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

